

アルケイアー記録・情報・歴史―  
第一二号 二〇一七年二月 一〇七―一四五頁  
南山アーカイブズ

# 九世紀陸奥・出羽常備武力の基礎的考察

―健士・健児を中心に―

中尾浩康

南山高等学校・中学校男子部

---

A Basic Study of Regular Troops of *Mutsu* 陸奥 and *Dewa* 出羽  
provinces in the 9th Century : *Konshi* 健士 and *Kondei* 健児

Nanzan Boy's Junior and Senior High School

NAKAO Hiroyasu

*Archeia: Documents, Information and History*  
No.12 November, 2017 pp.107-145  
Nanzan Archives

はじめに

第一章 陸奥国の常備武力―軍団兵士・健士制、健児制

一 軍団兵士・健士制

二 健児制

第二章 出羽国の常備武力―軍団兵士制、鎮兵制、健児制

一 軍団兵士制、鎮兵制

二 健児制

第三章 地方における「武芸」「武」の連続性

おわりに

## 九世紀陸奥・出羽常備武力の基礎的考察

―健士・健児を中心に―

中尾浩康

はじめに

九世紀は、古代軍事制度の変質を探る上でも、また中世の武士発生の前史を探る上でも、重要な意味を持つ。

古代律令軍制の基幹である軍団兵士制が延暦十一年（七九二）に辺要（陸奥・出羽・佐渡・西海道諸国）を除いて停廃され、代わって健児制が採用された。その後の地方軍制に関しては、従来、健児制に関する研究が中心であり、<sup>①</sup>九世紀地方軍制の全体像の研究については、古代史研究者の間でも盛んであるとは言いがたい。加えて、武士発生の問題についても、中世史研究者の関心は高いが、「古代史にあつては、ほとんどこの問題に対して関心がなく、中世史と没交渉状態<sup>②</sup>」とも評されるように、必ずしも古代史研究者からのアプローチは多いとは言えず、<sup>③</sup>古代史と中世史の間には未だどこか断絶がある感は否めない。

実際、九世紀（特に八世紀末～九世紀中葉）の地方軍制の実態については、不明な点が多い。例えば概説書・一

般書では、平安時代の軍事・内乱等の記述について、桓武朝の「軍事と造作」(蝦夷征討と平安遷都)や嵯峨朝の平城太上天皇の変等に触れた後は、直ちに摂関期の天慶の乱(平将門の乱・藤原純友の乱)や武士の台頭等の記述に移ってしまう傾向があることが、それを端的に示している。同様に、平安期の東北史研究においても、「元慶の乱など散発的な戦乱に関する考察を除けば、あたかも「三十八年戦争」の後日譚のような形で九世紀の状況が略述された後、一足飛びに前九年合戦前史へ移ってしまうという扱いが久しく続いていた」との指摘もある。九世紀は過渡期の重要な時期でありながら、現在においても未解明の部分がが多いのである。

ではなぜ、この時期の研究が難しいのか。それは史料的原因が少なくない。なぜなら、延暦十一年(七九二)から天長十年(八三三)までを収録する『日本後紀』が全四〇巻中一〇巻しか現存せず、軍団兵士制停廃後の地方軍制の姿を抽出できる記事が僅かしか残っていないのである。『日本後紀』に続く六国史でも、『日本三代実録』に収める元慶の乱(元慶二年(八七八)三月に出羽で起こった戦乱)関連の記事を除いては、軍事関係の史料は多いとは言えない。そのため、研究者も手を出しにくい上、全体像や連続性を紡ぎ出すことが難しいのである。

しかし近年、古代史研究において、史資料面で大きな可能性が広がりつつある。日本で木簡が認知されたのは一九六一年(平城宮発掘調査)だが、以降、平城京跡、飛鳥・藤原京跡をはじめ、各地の地方官衙遺跡や東北の城柵跡等から、木簡・漆紙文書・墨書(刻書・篋書)土器・文字瓦・金石文等、多くの「出土文字資料」が出土している。それらの情報の収集・蓄積・共有が図られ、データベース化等の環境整備も進展している。古代史研究において、今や出土文字資料は新たな資料群となりつつある。

九世紀の地方軍制像の素描を試みる論考として、戸田芳実、森田悌、吉沢幹夫、平野友彦、奥野中彦、下向井龍彦、淵原智幸、寺内浩各氏の研究がある。なかでも戸田氏の研究は、九世紀については多くの頁を割いているわけ

ではないが、現在でも大きな影響を与えている。また近年では、寺内浩氏が軍団兵士制停廢以降の軍制の諸段階を精力的に考察された。ただ両氏とも、軍団兵士制が存続した陸奥・出羽についてはほとんど触れていない。

一方、陸奥・出羽の軍制については、東北古代史研究の中で扱われることが多く枚挙に遑がないが、両国の軍制に關しての專論はそれに比して必ずしも多いとは言えない。主要なものとして板橋源、高橋崇、奥野中彦、鈴木拓也各氏らの研究があり、また出土文字資料からの分析としては平川南氏の研究が代表的なものである。特に、鈴木氏・平川氏の研究からは学ぶべきことが多い。

そこで本稿では、冒頭の課題（古代軍事制度の変質過程、武士發生の前史等）解明に向けての基礎的作業の一つとして、延暦十一年（七九二）以降も軍団兵士制が存続された辺要地域、なかでも九世紀における陸奥・出羽の軍制について考察する。但し、戦時等における臨時差發の兵力についてはより大きな分析が必要となるため、今回は特に両国の軍団兵士制・鎮兵制・健士制・健児制等の常備武力に絞って整理・検討を行う。なお考察には、従来の文献史料に加えて、近年の出土文字資料に關する研究成果も活用していく。

行論中、出典で『続日本紀』『日本後紀』『続日本後紀』『日本文徳天皇実録』『日本三代実録』『日本紀略』『類聚三代格』『類聚国史』は、それぞれ『続紀』『後紀』『続後紀』『文徳実録』『三実』『紀略』『三代格』『類史』と略す。引用史料中の《》は割書を意味し、史料横の傍線は全て筆者が付したものである。

## 第一章 陸奥国の常備武力―軍団兵士・健士制、健児制

### 一 軍団兵士・健士制

宝亀五年(七七四)～弘仁二年(八一)まで断続的に実施された蝦夷征討(征夷とも、対蝦夷戦争のこと)は「三十八年戦争」と呼ばれているが、その最後となる弘仁二年次の征討の後、陸奥国では軍団兵士と鎮兵の削減が実施される。

徳政相論や坂東の疲弊を受け、鎮兵制は大同元年(八〇六)頃に当国鎮兵制に切り替えられた。さらに、『後紀』弘仁二年(八一)閏十二月辛丑(十一日)条の文室綿麻呂の奏により、軍団兵士は四団(行方団・名取団・玉造団・小田団)四〇〇〇人から二団(名取団・玉造団)二〇〇〇人へ、鎮兵は三八〇〇人から三〇〇〇人とし、志波城への移転完了後に一〇〇〇人とすることが定められた。<sup>10)</sup>なお、出羽国の軍団兵士は一団一〇〇〇人で、当時の鎮兵の数は定かではない(後掲団では「鎮兵六百五十人」)。

弘仁二年次の征討は、陸奥・出羽両国の国司や鎮守府官人を指揮官に実施された征夷である。兵力もそれまでのように坂東諸国に依存することなく、両国のみで最大二万八〇〇〇人程(『後紀』弘仁二年(八一)三月甲寅〔二十日〕条「陸奥出羽両国兵合二万六千人」、同年七月丙午〔十四日〕条「両国俘軍各一千人」)が動員された。この数字は当時の両国の軍団兵士や鎮兵のみではまかなえない数であり、臨時差発の兵力が多数動員されていたことは間違いない。軍団兵士二〇〇〇人の解却と鎮兵削減を示す右の文室綿麻呂の奏には、「丁壯老弱、或疲<sub>二</sub>於征戍<sub>一</sub>、或倦<sub>二</sub>於転運<sub>一</sub>。百姓窮弊、未<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>三休息<sub>一</sub>。伏望給<sub>二</sub>復四年<sub>一</sub>、殊休<sub>二</sub>三疲弊<sub>一</sub>」と見え、丁壯老弱を問わず広く「百姓」が動員されていたことが知られる。

そして、弘仁六年（八一五）には、陸奥国の軍団兵士制と鎮兵制が大きく改編される。軍団兵士は基本的には存続するが鎮兵は廃止され、新たに健士が採用される。なお、その詳細が『三代格』巻一八・弘仁六年（八一五）八月二十三日官符に見えるが、長文となるため次に概要を述べる。

陸奥国の軍団は弘仁二年（八一二）に二団（名取団・玉造団）となっていたが、この官符により四団（白河団・安積団・行方団・小田団）四〇〇〇人が加増され、兵士は計六〇〇〇人に増員された。同時に鎮兵は全廃され、代わって健士二〇〇〇人（勲八等已上五百人、勲九等已上五百人）が新たに置かれた。これにより、胆沢城七〇〇人（兵士四〇〇人、健士三〇〇人）、玉造塞三〇〇人（兵士一〇〇人、健士二〇〇人）、多賀城五〇〇人（兵士）の分配・番上数となり、一回あたりの勤務日数は、健士が三〇日（年三回で年間九〇日）、兵士が一〇日（年六回で年間六〇日）と定められた。

健士は帶勲者（勲位人）の中でも「丁壮家業稍可者」から簡点し「馬兵」を俱に備えさせたことから騎馬武力であったことが窺え、「各食<sub>三</sub>公糧<sub>一</sub>、夫婦免<sub>レ</sub>租。課役全脱、兼預<sub>三</sub>考例<sub>二</sub>」ことになっていた。増員された兵士四〇〇〇人の中にも「勲九等已上白丁已上」と帶勲者があり、「可<sub>レ</sub>食<sub>三</sub>私糧<sub>一</sub>。唯勲位者免<sub>三</sub>夫妻口分租<sub>一</sub>。示<sub>レ</sub>別<sub>二</sub>白丁<sub>一</sub>と白丁と区別されたが、さらに健士については「唯屢<sub>三</sub>經<sub>二</sub>戰場<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>霑<sub>三</sub>勲叙<sub>一</sub>。若同<sub>三</sub>白丁<sub>一</sub>、何以<sub>レ</sub>励<sub>レ</sub>後。伏請、在<sub>レ</sub>戍之間、特免<sub>三</sub>夫妻口分田租<sub>一</sub>、兼給<sub>三</sub>公糧<sub>一</sub>以<sub>レ</sub>誘<sub>三</sub>士心<sub>一</sub>」<sup>(1)</sup>と、免租・課役全脱に加え公糧が支給された。

賦役令19 舍人史生条から、本来、帶勲者は兵役が免除されていることがわかるが、度重なる蝦夷征討により陸奥国では「今見定課丁。三万三千二百九十人。勲七等以下五千六十四人」という帶勲者の増加があった。それら帶勲者を軍事面で活用する方策は、既に『統紀』延暦七年（七八八）三月辛亥（三日）条に「其点<sub>レ</sub>兵者、先<sub>レ</sub>尽<sub>三</sub>前般入<sub>レ</sub>軍<sub>一</sub>經<sub>レ</sub>戰叙<sub>レ</sub>勲者、及常陸国神賤<sub>二</sub>」と見え、「三十八年戦争」のさなかに征軍兵力確保を目的に打ち出されている

た。また、延暦十一年（七九二）に健児制が採用された諸国においても、『三代格』卷一八・延暦十六年（七九七）十一月二十九日官符に「而有<sub>二</sub>勲位<sub>一</sub>人、身雖<sub>二</sub>強壯<sub>一</sub>、或乏<sub>二</sub>家資<sub>一</sub>、無<sub>レ</sub>由<sub>二</sub>贖勞<sub>一</sub>。望請、停<sub>レ</sub>差<sub>二</sub>白丁<sub>一</sub>、差<sub>二</sub>勲位<sub>一</sub>人、結番上下、以預<sub>二</sub>考帳<sub>一</sub>」と帶勲者が採用されており、鎮兵制においても『後紀』延暦二十四年（八〇五）二月乙巳（五日）条に「相摸国言、頃年差<sub>二</sub>鎮兵<sub>一</sub>三百五十人、戊<sub>二</sub>陸奥出羽兩國<sub>一</sub>。而今徭<sub>レ</sub>丁乏少、勲位多<sub>レ</sub>数。伏請、中<sub>二</sub>分鎮兵<sub>一</sub>、一分差<sub>二</sub>勲位<sub>一</sub>、一分差<sub>二</sub>白丁<sub>一</sub>」と、坂東の帶勲者から採られていた。

当時の帶勲者の急増は、宝亀から延暦期の度重なる蝦夷征討に起因する。健児差点に関する右の延暦十六年の官符は、美濃国解を受けてのものだが「諸国亦准<sub>レ</sub>此行<sub>レ</sub>之」と全国を対象に出されたことから、当時、広く諸国でも帶勲者の増加があったことが窺える。実際、『後紀』延暦二十三年（八〇四）九月癸巳（二十二日）条に「丹波国言、依<sub>レ</sub>格、差<sub>二</sub>勲位<sub>一</sub>衛<sub>二</sub>護府庫<sub>一</sub>」、『後紀』弘仁元年（八一〇）九月甲辰（七日）条に「播磨国言、扱<sub>レ</sub>格、可<sub>下</sub>以<sub>二</sub>勲位人<sub>一</sub>差<sub>二</sub>点健児<sub>上</sub>」と、丹波国や播磨国でも帶勲者の軍事的活用を確認できる。ただ条文中には、前者（丹波）には帶勲者に加え白丁も差点していることが見え、後者（播磨）も帶勲者不足から白丁で欠員補充を行う許可を求めていることから、これらの国には坂東や陸奥・出羽ほどは帶勲者の数が多くなかったことが窺える。

旧稿で、「征軍十万」が動員された延暦十三年次征討では、人的・物的負担が全国に拡大されたこと、延暦十一年（七九二）の軍団兵士制の停廃は従来の軍団兵士制の構造では取り込むことのできなかった広い階層を組織・動員するための措置であったこと等を指摘したが、広く諸国に見える帶勲者の存在はその裏付けにもなろう。八世紀後葉～九世紀中葉は、征軍兵力、鎮兵・健児・健士等、帶勲者が広く軍事的に活用された時期であったことを確認しておきたい。

さて、弘仁六年（八一五）の健士採用以降、陸奥国では六国史等に「鎮兵」の表記が見えなくなり、その後鎮兵



制が復活した様子はない。しかし、『弘仁式』・『延喜式』主税式に鎮兵粮の規定が見え、『延喜式』兵部省式にも「凡鎮兵、陸奥国五百人、出羽国六百五十人」とある。出羽国については後述するように鎮兵が存続しており、六五〇人という数も他史料と一致するが、陸奥国の五〇〇人については如何に解釈すべきか。

これについて鈴木拓也氏は、「それ以前の規定がそのまま残されたのではないか」とする。『弘仁式』・『延喜式』ともに鎮兵粮の記載があることから穏当と思われるが、加えて次のような仮定も可能と思われる。健士は、二〇〇〇人のうち五〇〇人が四番交替で胆沢城（三三〇〇人）と玉造塞（二〇〇〇人）に配備される「鎮兵制の機能と性格を継承する兵制」であった。それまでの鎮兵の任を継ぐ長上の兵として常駐鎮守する健士が五〇〇人いたわけ、中央でも鎮兵と連続・類似する認識を持っていたと思われる。よって『弘仁式』・『延喜式』編纂時、「鎮兵」に関して記述する際、陸奥・出羽をまとめて記載するにあたって、一括して「鎮兵」と記されたとも推測できよう。

その後、『統後紀』承和十五年（八四八）五月辛未（十三日）条に「磐城团擬少毅陸奥文部臣繼嶋」「伊具郡麻統郷戸主磐城团擬主帳陸奥臣善福」と見え、承和十年（八四三）四月丁丑（十九日）条に「諸团軍毅等款云、（中略）望請、更加三千人<sup>15</sup>、与レ本并八千人、分結三八番<sup>16</sup>」（中略）唯不三更置<sup>17</sup>团、周加三諸团一者」とある。陸奥国ではこの時までに磐城团が新設され七团八〇〇〇人体制に増員された。なお、その後は七团体制で定着したことが、『三代格』卷一八・元慶年間（年月日不明）官符「応レ給三七团軍毅主帳卅五人粮米<sup>18</sup>」事、『延喜式』主税式上「陸奥国七团軍毅、主帳卅五人粮米」からわかる。

さて、【表】は主に軍团名や軍团官人・軍团兵士等が見え、年代が八世紀後葉から九世紀頃と推定される出土文字資料を抽出したものである（個々の資料の詳細については、各発掘調査報告書や、平川南氏の研究を参照された<sup>19</sup>）。軍防令1軍团大毅条には「凡軍团大毅、領三千人<sup>20</sup>。少毅副領。校尉二百人。旅帥一百人。隊正五十人」と

【表】陸奥・出羽常備武力（軍団兵士、鎧兵、健士、健児）関連 出土文字資料一覧 — 9世紀中心—

1. 陸奥国

No	種別	遺跡	釈文（部分）	法量・形式	時期	出典		
1	木簡（第3号）	多賀城跡	(表)白河因連上射□□□□(手無多事カ) □守十八(火長神人味人…	222×(38)×2	061 8c末～9c前葉頃	②-1・3、⑩		
2	木簡（第13号）	多賀城跡	進上兵士子及 進兵士事人	(86)×32×4	019 8c末～9c前葉頃	②-1・3		
3	木簡（第36号）	多賀城跡	…□□(火長カ) □(門カ)…	(236+29)×32×9	019 8c末～9c前葉頃	②-1・3		
4	木簡（第37号）	多賀城跡	火長倉物部猪俣呂一□請	173×(24)×5	011 8c末～9c前葉頃	②-1・3		
5	木簡（第362号）	多賀城跡	(表)…×□□□(長火長カ)□…	139×32×12	032 9c頃	②-2・3		
6	木簡（第363号）	多賀城跡	(表)×□□□(白三カ)人番長旅×…(表)…下旬一人番長火長…	140×35×15	032 9c頃	②-2・3、①-2		
7	木簡（第364号）	多賀城跡	×一人番長火長物部荒[ ]…	140×35×16	032 9c頃	②-2・3、①-2		
8	木簡（第370号）	多賀城跡	(表)安禰団□番…玉前劉遷本土安禰団会津郡番…	540×37×5	011 9c頃	②-2・3、①-2		
9	木簡（第373号）	多賀城跡	(表)丈<廣山 右伴廣× (表)火長丈<	(178)×(24)×6	081 9c前半頃	②-2・3、①-5		
10	木簡	市川橋遺跡	(表)火長人長…	(328)×33×9	019 8c後葉～9c	①-8		
11	木簡	市川橋遺跡	(表)磐城団解 申進上兵士事…	657×32×7	011 8c後葉～9c	①-8		
12	木簡	市川橋遺跡	伊少敷一石	149×25×5	033 9c～10c	①-8		
13	木簡	市川橋遺跡	(表)修理所 逸兵士 馬庭□事…火長[ ]…	(357)×69×7	019 8c後期～10c前期頃	①-9		
14	木簡	市川橋遺跡	(表)天長六年二月六日 □□隊長□部□人	(127)×22×6	039 829(天長6)年	①-7		
15	木簡	胆沢城跡	射手謂請飯登五升 右内侍射手□(塚)塲万呂□□(請御作)	310×21×2	011 9c末～10c前半	①-4		
No	種別	遺跡名	釈文（部分）		時期	出典		
16	漆紙文書（第1号）	多賀城跡	…宝龜十一年九月廿…行方団□殿上毛野朝…		宝龜11年(780)	④		
17	漆紙文書（第1号）	胆沢城跡	…殿國一百人…野國二百人…統領物部連荒人…		弘仁6年(815)以前か	⑤-1、①-3		
18	漆紙文書（第3号）	胆沢城跡	…延暦廿一年六月廿九日書生宗…玉造副掾大藏志太…		延暦21年(802)	⑤-1、①-3		
19	漆紙文書（第18号）	胆沢城跡	…申依病不堪茂新射手等事…番上伴部広根健士…□(注)廣牡鹿□(通)氏繩…		承和10年(843)	⑤-2、①-3		
20	漆紙文書（第43号）	胆沢城跡	…部國益年冊二 〆 駒袴郷廿一戸主丈部丈磨戸口…		9c(802年以降～9c後半)	⑤-3、①-3		
21	漆紙文書（第44号）	胆沢城跡	…×人四合四勺 雜使健児四合 工×…		9c(802年以降～9c後半)	⑤-3、①-3		
No	種別	遺跡	釈文	器種	部位	遺構	時期	出典
22	墨書土器	多賀城跡	鎮	須惠器・坏	底部	SK530皿層	8c末～9c前半までか	③

23	墨書土器	三谷地遺跡 (氏)	土師器・坏	腰部正位	遺構外	9c	⑥
24	へろ書土器(刻書*)	六六天遺跡	少額殿土之	底部		平安時代	⑥(⑦*)
25	へろ書瓦	東山田遺跡	火長		瓦	(遺跡は古墳～中世)	⑥、⑧

Ⅱ. 出羽国

No.	種別	遺跡	釈文(部分)	器種	部位	遺構	時期	出典
1	木簡(第16号)	秋田城跡	(表)火長他田<糠万呂 …大伴<真秋山…	赤褐色土器・坏	底部	SX582床面	9c後半以降	⑨-1
2	木簡(第22号)	秋田城跡	上総国郡部解 申宿直 合五人 火…	赤褐色土器・蓋	外面	黄褐色砂上層	9c後半以降	⑨-1
3	木簡(第25号)	秋田城跡	上野国進續×	須惠器・台付坏	底部	SK905甕り方	9c前期	⑨-3
4	木簡(第80号)	秋田城跡	…火長巳足 神八倉下吉 □人伊大和□…	須惠器・坏	底部	SI1018埋土	9c前期	⑨-3
5	木簡(第103号)	秋田城跡	×一番長解 ×					⑨-2、⑨-10
6	木簡(第104号)	秋田城跡	(表)…申進上御門宿× (裏)…火長刑部×					⑨-2、⑨-10
7	木簡(第105号)	秋田城跡	(表)×直事 合三人 火長□□□□ ×					⑨-2、⑨-10
8	木簡(第106号)	秋田城跡	(表)火長矢田<宅磨 他田<□(備カ)					⑨-2、⑨-10
9	木簡(第107号)	秋田城跡	(表)×□宿直事 合十人×					⑨-2
10	木簡(第152号)	秋田城跡	(表)×十二月十日隊長 吉弥彦< ×					⑨-2
11	木簡(第177号)	秋田城跡	…□火長解…					⑨-2
12	木簡(第185号)	秋田城跡	三番部部□若万呂 四番□部馬号 ×					⑨-2、⑨-10
13	木簡(第198号)	秋田城跡	一□(備カ)火長					⑨-2
14	木簡	弘田糟跡	(表)飽海郡隊長解 申請□… (裏)六月十二日少隊長兼日□繼			294×29×7	011 8c末	⑨-1、⑩
15	木簡	弘田糟跡	(表) ] 十火 大根二石八斗八升			(153)×23×5	019 8c末	⑨-1
16	木簡	弘田糟跡	(表)□隊 ] □之□□□□(白銀成カ) (裏)□□(連カ)公隊十人…			(256)×(106)×27	081 8c末	⑨-2
17	木簡	弘田糟跡	□□(袋カ)煎十等□□□□(下毛野カ)			(144)×(15)×7	081 9c初頭頃	⑨-6

22	墨書土器	秋田城跡	鎮	赤褐色土器・坏	体部	黄褐色砂層	9c	⑨-3
23	墨書土器	秋田城跡	鎮所	赤褐色土器・台付坏	底部	第3層	9c	⑨-3
24	墨書土器	秋田城跡	火	須恵器・坏	底部	SBI001柱掘り方埋土	9c中期	⑨-3
25	墨書土器	秋田城跡	軍敷所	赤褐色土器・坏	底部	SII228埋土	9c後期	⑨-3

## 【備考】

・他に、例えは該当すると考えられるものを中心に整理した。8世紀前葉・中葉に該当すると考えられるものは、今回の作表では除いた。

・「時期」については、表中に例えは「後葉」「後期」等の表現が混在するが、できるだけ「出典」(報告書等)に依拠することとし、あえて統一する(表現を改変する)ことは控えた。

・他にも、例えば兵士の名前や公糧の支給等に関連すると思われるものが存在するが、出土文字資料の散文中にできるだけ直接的な表記が見えるものを抽出した。  
・遊跡の所在地は、多賀城跡と市川橋遊跡が宮城県多賀城市、胆沢城跡が岩手県水沢市、三合谷地遊跡が福島県岩瀬郡、大六天遊跡が福島県南相馬市、東山田遊跡が福島県郡山市、秋田城跡が秋田県秋田市、私田櫛跡が秋田県仙北郡(地名は全て発掘調査当時)である。詳細については、下記出典を参照されたい。

## 【出典】

- ①-1 『未前研究』1号(1979年)、①-2 『同』7号(1985年)、①-3 『同』9号(1987年)、①-4 『同』12号(1990年)、①-5 『同』14号(1992年)、①-6 『同』19号(1997年)、①-7 『同』22号(2000年)、①-8 『同』23号(2001年)、①-9 『同』27号(2005年)、①-10 『同』29号(2007年)〈奈良文化財研究所〉
- ②-1 『宮城県多賀城跡調査研究所資料Ⅱ 多賀城跡木簡Ⅰ』(2011年)、②-2 『宮城県多賀城跡調査研究所資料Ⅲ 多賀城跡木簡Ⅱ』(2013年)、②-3 『宮城県多賀城跡調査研究所資料Ⅳ 多賀城跡木簡Ⅲ』(2014年)〈宮城県多賀城跡調査研究所〉
- ③ 『宮城県多賀城跡調査研究所年報1973 多賀城跡—昭和48年度発掘調査概報—』(1974年)〈宮城県教育委員会・宮城県多賀城調査研究所〉
- ④ 『宮城県多賀城跡調査研究所資料Ⅰ 多賀城漆絵文書』(1979年)〈宮城県多賀城跡調査研究所〉
- ⑤-1 『胆沢城跡—昭和56年度発掘調査概報—』(1982年)、⑤-2 『胆沢城跡—昭和58年度発掘調査概報—』(1984年)、⑤-3 『胆沢城跡—昭和59年度発掘調査概報—』(1985年)〈岩手県水沢市教育委員会〉
- ⑥ 『原町市史 第四卷 資料編Ⅱ 古代 出土文字資料』(2003年)〈原町史教育委員会文化財課市史編纂室〉
- ⑦ 『鹿島町史 第三卷 資料編2 原始・古代・中世』(1999年)〈鹿島町史編纂委員会〉
- ⑧ 『東山田遊跡—第1次調査報告—』(1996年)〈財団法人郡山市埋蔵文化財発掘調査事業団〉
- ⑨-1 『秋田城跡調査事務所研究紀要Ⅰ 秋田城出土文字資料集』(1984年)、⑨-2 『秋田城跡調査事務所研究紀要Ⅱ 秋田城出土文字資料集Ⅱ』(1992年)、⑨-3 『秋田城跡調査事務所研究紀要Ⅲ 秋田城出土文字資料集Ⅲ』(2000年)〈秋田市教育委員会・秋田城跡調査事務所〉
- ⑩ 木簡学会編 『日本古代木簡選』(岩波書店、1990年)

規定されるが、実際の出土文字資料には別の呼称や令規定には出てこない長の名も見る事ができる。時期が異なることから今回の作表では除外したが、例えば、宮城県田尻町木戸瓦窯跡からは「□郡仲村郷他辺里長 二百長丈部些人」とヘラ書きされた多賀城創建期の文字瓦が出土しており、また秋田城跡からは「百長」と記された八世紀中頃の墨書土器が出土している。<sup>(20)</sup>「二百長」は「校尉」、「百長」は「旅帥」、「隊長」は「隊正（五十長）」と考えられる（但し「少隊長」は不明）。

【表】には他にも、「番長」や「火長」が見える。「番長」は、下に軍団官人の名が連なつて記されている例もあることから、兵士の分番勤務に応じた番別の責任者と考えられる。「火長」は先の軍防令1軍団大毅条には見えないが、軍防令5兵士為火条「凡兵士、十人為二火」から一〇人を統率する長と考えられる。

ただ、軍防令2隊伍条「凡兵士、各為二隊伍」の義解に「謂、五十人為レ隊也。五人為レ伍也」とあり、同3兵士簡点条に「同戸之内、每三丁二取二一丁」とあることから、末端の単位は「伍」（五人）なのか「火」（一〇人）なのか、一戸一兵士説とも密接に絡んで、軍団兵士制研究・編戸制研究ではかつて大きな議論となつた。<sup>(21)</sup>一隊（五人）は「一〇伍」（五人×一〇）なのか「五火」（一〇人×五）なのか、行政組織である「戸（二戸）―保（五保）―里（五〇人）―里長」⇨「五〇戸長が統治」が、軍事組織である「兵士（一人）―伍（五人）―隊（五〇人）―隊正」⇨「五〇長が統率」と対応する形で編戸制がなされたとする一戸一兵士説は、多くの批判が出されながらも現在でも一般的にはよく知られている説である。早くに高橋崇氏が「五火」をとり一戸一兵士説を批判され、永利洋介氏が議論を整理し一戸一兵士説を否定されたように（永利氏は史料として既に木簡二例【表】I No.1とII No.15）もあげている<sup>(22)</sup>、やはり一戸一兵士説は疑問であろう。本稿の本題からはやや逸れるが、少し触れておきたい。

【表】を参照されたいが、少なくとも今回確認した出土文字資料には、「火」や「火長」は頻出するが「伍」や「伍長」

は全く見当たらない。さらに、「火」や「火長」は出土文字資料の種類や地域（陸奥・出羽等）を問わず出土している。但し、【表】は九世紀を中心に集成したものであり、出羽国の例であるが九世紀の文献史料である後掲④にも「火長」が登場していることから、八世紀の律令制成立期は「伍」「伍長」が末端の単位であったが、九世紀頃の変質過程で「火」「火長」が出現したとの解釈や、【表】は陸奥・出羽の特殊性ではないかとの解釈も成り立ち得るわけで、注意が必要となる。

しかし、陸奥・出羽は停廃されることなく一貫して軍団兵士制が存続した地域であり、八世紀代から軍団兵士制の末端の単位は「火」で、「火長」がいたと考えて良からう。山王遺跡第一〇次調査（宮城県多賀城市・八幡地区）で奈良時代の溝SD一八〇から、表に「火長已上□十人」、裏に「軍穀□□主帳一」の文字のある、何らかの帳簿整理に関わると推定される木簡が出土している。同じ溝から出土した二点の漆紙文書には、天平一〇年（七三八）から天平勝宝元年（七四九）までの一二年間に限定される、百済王敬福と考えられる記載のある紙背文書や、天平宝字七年（七六三）の具注曆も出土しており、奈良時代中葉のものとして間違いはない。軍防令の諸規定や、軍団兵士制が持つ全国画一的な特徴からも、【表】に見える「火」や「火長」が陸奥・出羽に限る特殊性と考える必要はない。事実、平城宮跡からは「火長」と書かれた木簡が複数出土しており、一例を示すと「□付火長大日部勝麻呂」と記された木簡がSK八二〇土壙から出土している。<sup>25</sup>この土壙からは年号記載のある木簡六三点が出土しており、全て養老二年（七二八）から天平十九年（七四七）に収まる。本木簡は、兵衛の「火長」の可能性が指摘されているが、奈良時代前半でも「火」が軍事組織における末端の単位として機能していたと見て良からう。場合・状況によっては五人一組の班が作られることも有り得るわけで「伍」が組まれることもあったであろうが、基本的には兵士の末端の編成・行動単位は、律令制当初から「火」＝一人一組が基準であったと考えられる。

加えて、兵士の徴発に関しては、I No. 20の漆紙文書も看過できない。平川氏は、五〇戸＝一郷の戸主それぞれに一から五〇までの「戸番」が付せられ、「戸番」に基づき各郷から一番代、一〇番代、二〇番代……というように、平均して兵士が抽出されていたと推定している。<sup>(27)</sup> 軍団兵士等が実際の現場でどのように組織・編成されていたのか、文献だけでは見えなかった情報が出土文字資料から現れつつある。

さて【表】に目を戻すと、「白河団」、「安積団」、「磐城団」、「行方団」、「玉造団」等、実際の軍団名が確認できるものもある。これらから平川氏は、陸奥国は阿武隈川以南と以北では政治的にも文化的にも大きく二分されていたこと、南部の旧石城・石背両国（阿武隈川以南）の兵士（行方団・磐城団・安積団・白河団）は多賀城（宮城県）へ、阿武隈川以北の宮城県南および県北の兵士（玉造団・名取団・小田団）は胆沢城（岩手県）へ、それぞれ赴いていたことも明らかにされている。<sup>(28)</sup>

また、「健士」についても次のような史資料がある。

〔ア〕『続後紀』 承和十年（八四三） 四月丁丑（十九日） 条

（前略）陸奥鎮守將軍從五位下御春朝臣浜主言、健士元勲位人也。既脱調庸<sup>一</sup>、亦無課役<sup>二</sup>。承前之例、撰其武芸<sup>一</sup>、特号健士<sup>二</sup>。給<sup>レ</sup>糧免<sup>レ</sup>租、結<sup>レ</sup>番直<sup>レ</sup>戍。而勲位悉<sup>レ</sup>尽、無<sup>レ</sup>人充<sup>レ</sup>行<sup>一</sup>。仍任<sup>レ</sup>格旨<sup>一</sup>、差<sup>レ</sup>行白丁<sup>一</sup>。全給<sup>レ</sup>公糧<sup>一</sup>、兼免<sup>レ</sup>調庸<sup>一</sup>、人同役異也。請射下健士、准<sup>レ</sup>兵士下兵<sup>一</sup>、同令<sup>レ</sup>役<sup>レ</sup>修<sup>レ</sup>理城障<sup>一</sup>。許<sup>レ</sup>之。

〔イ〕胆沢城跡第一八号漆紙文書【表】 I No. 19

〔 〕 申依病不堪戍所射手等事

〔 〕 式人

番上

伴部広根<sup>健士</sup>

右人自今月廿五日沈臥疫病也

宗何部刀良磨<sup>健士</sup>

右人自今月廿六日沈臥疫病也

□射手等沈臥疫病不堪為戊□

□<sup>(主)</sup>帳牡鹿□<sup>(連)</sup>氏繩使申上以解

承和十年二月廿六日□

×□×

□の史料から、九世紀中葉には陸奥国でも帶勲者（勲位人）の減少が見られ、白丁への切り替えも行われていることがわかる。ただ、白丁への転換を直ちに健士の質の低下・崩壊等と捉えるべきではないと思われる。

□は□と同じ承和十年（八四三）の年紀が入る漆紙文書だが、健士や軍団官人である「□帳」<sup>(主)</sup>が見える。「牡鹿□」<sup>(連)</sup>から、その所属する軍団は小田団と考えられ（現在の宮城県北部に位置し、長岡・新田・小田・遠田・登米・桃生・気仙・牡鹿郡が属す）、上番する健士のうち二名が疫病のため参向できない旨を、主帳「牡鹿□<sup>(連)</sup>氏繩」が使用者として小田団から胆沢城に申上した解文とされている。□からは、健士が実際に胆沢城の防衛に配属されていることが確認できる上、□の「武芸」「射下」等から、出身階層が白丁であっても健士に依然求められているのは「射」の技能、即ち「武芸」であったことが窺える。

なお「射手」については、【表】I No.1・15にも見える。No.1は白河団から多賀城に上番した射手四四人について、多賀城管轄内の配備先を記したものの、<sup>(20)</sup>No.15は地方官衙における「射手所」（射手を統括する組織）の初見史料となるが、



射手所が内神（戌亥隅神を祀る簡素な神殿か）に侍する射手の公糧を胆沢城内の厨宛てに請求したものと考えられている。<sup>①</sup>八世紀以来、軍団兵士制においては、一般公民は兵士として徴発されて、国内上番時の武芸教習・軍事訓練によって「武芸」を身につけた。九世紀になると右の「健士」から窺えるように、兵士以外の白丁にも初めから「武芸」を担わせ得る人材が地方にも醸成されつつあったことに、むしろ注意を払うべきであろう（後述）。

従来は改編された後の右の軍制を「健士制」「兵士・健士制」と呼び、健士が強調されることが多い。しかし、磐城団が増え七団八〇〇〇人体制になったことは、陸奥国における軍団の増強とも言える。差点対象は拡大されながらも、九世紀の陸奥国では基本的には軍団を軸として機能していることが【表】の出土文字資料からも確認でき、陸奥国の常備武力は健士・健児等で補強されながらも、それは八世紀の軍団兵士制を基盤として改編された姿である。よって、「健士制」「兵士・健士制」と呼ばれてきた右の制度については、軍団の存続やその連続性を重視して「軍団兵士・健士制」と呼称したい。

## 二 健児制

延暦十一年（七九二）、陸奥・出羽は辺要のため、諸国のように軍団兵士制から健児制に移行せず、軍団兵士制が存続したことは前述した。しかし史料からは、九世紀には陸奥国でも、軍団兵士・健士制に加え健児も置かれていたことが確認できる。

『延喜式』兵部省式には、諸国の健児数一覧の中に、「陸奥国三百廿四人 出羽国一百人」と見える。なお健児については、次の漆紙文書も出土している。

【胆沢城跡第四四号漆紙文書】表【表】 I No. 21

× 人斬 ×

× □ □ 十人斬四升 □ □ ×

× □ □ 隻<sup>〔穀カ〕</sup> □ □ 十人斬<sup>〔六カ〕</sup> □ □ 升九合五勺 □ × □ ×

× □ □ 弓 □ □ 四合四勺真 □ □ 四合四夕<sup>マ</sup> 召殿門 ×

× 人四合四勺 雑使健児四合 工 ×

× □ □ 四合 炊三合<sup>〔土カ〕</sup> □ □ 居 □ ×

陸奥・出羽両国の鎮兵の公糧は一日人別一升六合、兵士は人別八合だが（後掲<sup>〔団〕</sup>）、本文書では人別四合と少なく、間食料支給に関するものと考えられている。「×□□」は軍穀の可能性が考えられ、また「召殿門」「□□居」は守備する場所と思われる。胆沢城下の要所で、健児も守衛・警衛の任を担っていたことが窺える。

では、陸奥・出羽両国で健児が新たに設置されたのはいつなのであるうか。健児制に関する先行研究でも、陸奥・出羽の健児についてはほとんど論じられない。関連史資料が陸奥・出羽で共通することもあり、次章で出羽国と合わせて考えてみたい。

## 第二章 出羽国の常備武力―軍団兵士制、鎮兵制、健児制

### 一 軍団兵士制、鎮兵制

軍団兵士制は、出羽国では一団（出羽団）一〇〇〇人であった。九世紀の史料では、『三代格』卷一五・弘仁五年（八一四）正月十五日官符に「出羽国司解備、件軍穀等常直<sup>二</sup>軍団<sup>一</sup>不<sup>レ</sup>顧<sup>二</sup>私業<sup>一</sup>。量<sup>二</sup>其勤勞<sup>一</sup>実須<sup>二</sup>優恤<sup>一</sup>」とあり、

そのため陸奥国の軍毅に准じて出羽国の軍毅等にも職田が給されることになった。

鎮兵に関しては、『後紀』延暦二十四年（八〇五）二月乙巳（五日）条から、陸奥・出羽両国とも相模国から帯勲者や白丁が送られていたことは上述した。また物資面でも、『紀略』延暦二十一年（八〇二）正月庚午（十三日）条に「越後国米一万六百斛、佐渡国塩一百廿斛、毎<sub>レ</sub>年運<sub>三</sub>送出羽国雄勝城<sub>一</sub>、為<sub>三</sub>鎮兵糧<sub>二</sub>」と、近隣の国からの輸送が見える。

しかし時代が下ると、『三実』元慶三年（八七九）三月二日条に「凡<sub>三</sub>当国可<sub>レ</sub>有<sub>三</sub>兵士鎮兵千六百五十人<sub>一</sub>。而承前国司、无<sub>レ</sub>置<sub>二</sub>一人<sub>一</sub>。今計<sub>三</sub>諸国見留之兵<sub>二</sub>、未<sub>レ</sub>及<sub>三</sub>当土例兵之数<sub>二</sub>」と見え、後掲団にも同様に「兵士鎮兵无<sub>レ</sub>置<sub>二</sub>一人<sub>一</sub>」と見える。「无<sub>レ</sub>置<sub>二</sub>一人<sub>一</sub>」には誇張もあるうが、その表現が繰り返し見られることからあながち虚偽とも見なし難く、元慶の乱が勃発する元慶二年（八七八）頃には、出羽国の軍団兵士制と鎮兵制が衰微していたことが窺えるのである。そして元慶の乱の終息に伴い、次の様な軍制整備が実施されている。

〔三〕三実<sub>(33)</sub> 元慶三年（八七九）六月二十六日条

正五位下守右中弁兼行出羽権守藤原朝臣保則飛驒奏言、謹奉<sub>三</sub>去三月五日勅符旨<sub>一</sub>、諸国軍士解<sub>レ</sub>陣放却、并留<sub>二</sub>中国甲冑<sub>一</sub>、及置<sub>二</sub>当国例兵<sub>一</sub>。（中略）配<sub>三</sub>置当国<sub>一</sub>例兵一千六百五十七人、大毅一人、小毅三人、主帳三人、校尉廿人、旅師卅人、火長六十人、列士八十人、鎮兵六百五十人。秋田城城司正六位上行左衛門少尉兼権掾清原真人令望、右近衛将曹従七位下兼行権大目茨田連貞額、正六位上行権大目春海連奥雄、校尉七人、旅師十六人、火長廿四人、列士三百三人、鎮兵四百五十人。加<sub>三</sub>兵士三百五十人<sub>一</sub>。雄勝城城司従五位下行権掾文室真人有房、正七位上行権掾藤原朝臣有式、正六位上行権大目他戸首千与本、従六位下行少目豊岡宿祢継雄、校尉六人、旅師八人、火長十六人、列士二百廿人、鎮兵二百人。加<sub>三</sub>兵士二百五十人<sub>一</sub>。出羽国司司従

五位下行権介藤原朝臣統行、正六位上行権掾小野朝臣春泉、大毅一人、小毅三人、主帳三人、校尉七人、旅師十六人、火長廿人、列士三百五十七人。兵士四百人。臣保則等、行事相違、兵威未レ振。適降<sub>二</sub>恩詔<sub>一</sub>、暫緩<sub>二</sub>征討<sub>一</sub>。(後略)

〔団〕三実 元慶五年(八八一)三月二十六日条<sup>(34)</sup>

先レ是、出羽国司言、太政官去年六月十六日下レ国符備、彼国解備、兵士鎮兵惣一千六百五十人。鎮兵六百五十人、毎レ人充<sub>二</sub>日糧一升六合<sub>一</sub>。或<sub>二</sub>二城兵士一千人、毎レ人充<sub>二</sub>日糧八合<sub>一</sub>、分結<sub>三</sub>六番<sub>一</sub>、直<sub>二</sub>於国府<sub>一</sub>。而承前国吏、以<sub>二</sub>健児<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>戍、兵士鎮兵无<sub>レ</sub>置<sub>二</sub>一人<sub>一</sub>。仍令<sub>下</sub>諸郡<sub>一</sub>進<sub>レ</sub>勇敢者<sub>上</sub>。但鎮兵者、旧有<sub>二</sub>長上之料<sub>一</sub>、无<sub>レ</sub>煩<sub>二</sub>調練<sub>一</sub>。兵士者只給<sub>二</sub>番上之料<sub>一</sub>、有<sub>レ</sub>好<sub>二</sub>教習<sub>一</sub>。由<sub>レ</sub>是兵士千人給<sub>二</sub>長上之糧<sub>一</sub>、配<sub>二</sub>戍一府二城<sub>一</sub>、以備<sub>二</sub>非常<sub>一</sub>。請<sub>三</sub>三ヶ年將<sub>レ</sub>蒙<sub>二</sub>許聽<sub>一</sub>。勅聽<sub>二</sub>二ヶ年<sub>一</sub>。而今年十二月滿<sub>レ</sub>限、始<sub>レ</sub>自<sub>三</sub>明年<sub>一</sub>復<sub>レ</sub>旧。望請、重被<sub>レ</sub>許<sub>二</sub>三ヶ年<sub>一</sub>。勅聽<sub>二</sub>二一年<sub>一</sub>。

〔団〕の「列士八十人」については、上に「八百」の二字を脱していることが板橋源氏により指摘されて以降、広く認められている。これらの史料については、なかでも「例兵」「列士」の解釈が分かれてきたが、鈴木拓也氏の理解が最も整合的であろう。大毅・少(小)毅・主帳は軍団官人で、校尉・旅師(師)・火長は軍団兵士の幹部である。校尉から列士までそれぞれを足すと、校尉二〇人・旅師四〇人・火長六〇人・列士八八〇人となり、その合計は丁度一〇〇〇人となる。また、秋田城・雄勝城・出羽団について、それぞれの校尉・旅師・火長・列士までを合計すると、その後に記されている「兵士」の数にも一致する(秋田城七十一六+二四+三〇三=三五〇、雄勝城六十八+一六+二二〇=二五〇、出羽団七十一六+二〇+三五七=四〇〇)。即ち「列士」とは、幹部を除いた軍団兵士をさすと考えられ、それにより元慶三年(八七九)三月二日条の「例兵」(兵士と鎮兵)と〔団〕の「例兵」(列士と鎮

兵)の解釈についても矛盾がなくなるのである。

また鈴木氏は、**団**から鎮兵が秋田・雄勝の二城を守衛し、兵士が六番交替で国府を守衛する体制が本来の出羽の軍制の形であったが、元慶三・四・五の三カ年に限って番上の兵士を長上に改め、国府のほか二城にも配備するといふ一時的な改編を示すのが**国**の史料であると指摘された。<sup>37)</sup> いずれの解釈も説得的であり、支持したい。

【表】Ⅱ No. 2・3は、鎮兵の貢進・宿直等に関する木簡と推定されており、国名では「上総国」「上野国」が見える。直接軍事に関する資料とは断定し難いため【表】からは除外したが、同じ秋田城跡出土第二三号木簡には「上野国進×」、第二四号木簡には「上野国進南□×」等の表記があり、これらも上野国からの進上木簡と考えられる。八世紀後葉から九世紀にかけて、鎮兵制が人的・物的両面で坂東や北陸からの供給・支援体制のもとに確立・維持されていたことが、これら出土文字資料からも確認することができる。他にも秋田城跡からは、No. 23「鎮所」、No. 18・25「軍毅所」と書かれた墨書土器も出土している。

健児が中心となった時期もあつたのであろうが、「例兵」等の総称からも、九世紀の出羽国においては、軍団兵士制と鎮兵制が常備武力の基軸であつたと見て良いであらう。

## 二 健児制

このように出羽国では、陸奥国とは異なり軍団兵士・健士制に移行しなかった。陸奥国のように健士が置かれなかった分、**団**「以<sup>レ</sup>健児<sup>一</sup>為<sup>レ</sup>戍、兵士鎮兵无<sup>レ</sup>置<sup>二</sup>一人<sup>一</sup>」と見えるように、一時期出羽国では健児が守衛の中心的役割を担っていたと考えられる。『弘仁式』主税式には、陸奥国が「鎮官料九万七千束」と見えるのに対し、出羽国では「健児粮料二万六百五十六束」が計上されていることもそれを示唆する。

では、陸奥・出羽に健児が設置されたのはいつ頃であろうか。九世紀初めには両国とも健児が設置されていたことを知られるのが、次の史料である。

〔四〕『三代格』 卷一八・大同五年（八一〇）五月十一日官符

一応レ給ニ健児馬子ニ事 二箇条内

右得ニ東山道觀察使正四位下兼行陸奥出羽按察使藤原朝臣緒嗣解ニ備、天平五年十一月十四日勅符備、兵士三百人以為ニ健児ニ者。自レ爾已来、以ニ中男二人、充ニ健児一人馬子ニ。雖レ有ニ国例ニ、未レ見ニ格式ニ。然不虞之支擬、唯在ニ健児ニ。養レ兵之道不レ可レ不レ優。請依レ旧給レ之者。被ニ右大臣宣ニ備、奉レ勅、依レ請。

〔五〕『三代格』 卷六・弘仁五年（八一四）正月十五日官符

一応レ給ニ健児百人粮ニ事

年中料稻一万一千三百廿八束 人別日三把二分

右得ニ征夷將軍參議從三位左衛門督兼陸奥出羽按察使勲四等文室朝臣綿麿解ニ備、出羽国司解備、依ニ民部省延暦廿年六月廿九日符旨ニ、准ニ射田数ニ、割ニ置乘田ニ、以ニ其地子ニ可レ給ニ粮料ニ。而依レ無ニ射田ニ不レ得ニ充行ニ。望請、用ニ申レ官乘稻三万七千五百束之内ニ、毎年出挙、以ニ其息利ニ准ニ陸奥国健児ニ、永給ニ件粮ニ者。使加ニ覆勘ニ、所レ申有レ実者。依レ請。

以前被ニ右大臣宣ニ備、奉レ勅、如レ件。

〔四〕については永井肇氏によつて、『三代格』の別の編目にある同日官符（「一応レ給ニ鎮官ニ護身事 二箇条内初条」）と一対の官符で、さらに卷六・公粮事収録の同日官符と合わせて、全て陸奥一国を対象とした措置であることが明らかになっている。〔四・五〕により、延暦十一年（七九二）以降、陸奥国は大同五年（＝弘仁元年・八一〇）までに、

出羽国では弘仁五年（八一四）までに、健児が設置されていたことになる。その設置時期について鈴木氏は、陸奥国は「徳政相論直後の大同元年（八〇六）頃」、出羽国は「健児糧は健児制の存立に不可欠なものであるから（中略）この直前に導入された可能性が高い」（「この」は<sup>39</sup>）の弘仁五年官符をさす」とする。

徳政相論（『後紀』延暦二十四年（八〇五）十二月壬寅〔七日〕条）の当事者でもある藤原緒嗣は、陸奥出羽按察使を拜命（『後紀』大同三年（八〇八）五月乙巳〔二十四日〕条）後、再三辞退を申し出ているが、その中で「丁壯之餘、猶未<sub>二</sub>休息<sub>一</sub>」（『後紀』大同三年（八〇八）六月壬子朔〔一日〕条）、「狂賊無<sub>レ</sub>病、強勇如<sub>レ</sub>常、降者之徒、叛端既見。因<sub>レ</sub>茲奥郡庶民、出走数度」（『後紀』大同三年（八〇八）十二月甲子〔十七日〕条）等、未だ動員体制が解除されていないこと、降伏した蝦夷に既に叛乱の兆しが見えていること等を述べている。緒嗣は大同四年（八〇九）三月に赴任するが、立て続けに八件もの申請を行っている。なかでも<sup>40</sup>の健児への馬子支給や、同日官符の鎮官・按察使への護身兵士支給等は、現地の情勢が安定しない中での武装の強化とも見なせよう。そこで、以前から郡司級豪族の軍事利用例として先学も着目している次の史料をあげたい。

㊦<sub>二</sub>二代格<sub>一</sub> 卷七・大同元年（八〇六）十月十二日官符

聽<sub>三</sub>陸奥出羽两国正員之外擬<sub>二</sub>任郡司軍毅<sub>一</sub>事

右中納言征夷大將軍從三位兼行中衛大將陸奥出羽按察使陸奥守勲二等坂上大宿祢田村麻呂起請備、郡司之任職員有<sub>レ</sub>限。而<sub>レ</sub>辺要之事頗異<sub>二</sub>中国<sub>一</sub>。望<sub>レ</sub>請、擬<sub>二</sub>任幹了勇敢之人<sub>一</sub>、宜<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>防守警備之儲<sub>一</sub>。右大臣宣、奉<sub>レ</sub>勅、依<sub>レ</sub>請。

これは、坂上田村麻呂が未だ陸奥出羽按察使であった時の起請である。徳政相論後も現地では情勢が依然安定しておらず、推測を逞しくすれば、<sup>41</sup>の郡司層の軍事的活用は最終的な征討に近い時期に必要となることを想定した

措置であったようにも思われる。

文室綿麻呂による弘仁二年次の征討は、「征夷終結のための征夷」<sup>(40)</sup>とも称される。綿麻呂は、平城太上天皇の変（弘仁元年（八一〇））で平城側に従ったことから逮捕・禁固されるが、坂上田村麻呂の嘆願により赦され、田村麻呂とともに鎮庄にも加わる（後掲<sup>㊦</sup>）。綿麻呂は田村麻呂のもとで延暦十三年次征討・延暦二十年次征討（七九四・八〇一）に参加していた可能性が高く<sup>(41)</sup>、征夷における田村麻呂の後継者の人物であった。綿麻呂は弘仁元年（八一〇）九月十六日に陸奥出羽按察使に任命され、翌弘仁二年（八一〇）に陸奥・出羽両国の兵力のみで征夷を実行するが、それは田村麻呂から引き継いだ総決算的な征夷であったと考えられる。

㊦から、健児糧が出羽国は弘仁五年（八一四）に設定され、陸奥国はそれより早かったことが知られるが、設置当初は征討用の軍糧でまかなわれ、征討後に恒常的武力として維持していくために正式に財源が整えられたと見ることも可能であろう。陸奥国における健児糧の設定は、緒嗣の八件の申請による現地の整備が行われていた頃かもしれないし、或いは弘仁二年（八一〇）の征夷終了後かもしれない。

㊧は、郡司の任用対象となり得る地域の有力者層（郡司層）から幹了勇敢の人を選んで防守警備の儲とする案であり、まさに健児の差点対象と共通する。また大同期の中頃は、中央でも衛府の再編が実施されるなど改編期でもあった。前述の緒嗣の言葉も勘案すれば、現地の不穏な情勢にも対応すべく、大同三・四年（八〇八・八〇九）頃に陸奥国の健児制が設置されたと考えたい。

同様に出羽国の健児についても、同じ大同三・四年（八〇八・八〇九）頃から弘仁二年次の征討開始までに設置されたと推定できる。その理由として、旧稿での考察で<sup>(42)</sup>、天平期・天平宝字期・延暦期のいずれの健児制とも、国家の側からの主体的な征討が計画された時に、国衙の守衛・警衛等を補完する武力として、その事前の準備段階から



設置されるという共通項が見出せることを指摘した。徳政相論以降、疲弊した坂東に依存せず現地兵力で賄えるように軍制の転換が図られたが、『後紀』弘仁二年（八一）四月壬午（十九日）条に「国之安危、在此一挙」。將軍勉之」と見えるように、この征討は蝦夷の叛乱等を受けての発動ではなく、国家の側からの主体的・総決算的な征夷であった。

即ち、現地が未だ安定せず、従来のように坂東からの支援も頼れない中、国内要所の守衛・警衛等を補完する武力として、大同期の中頃（大同三・四年〔八〇八・八〇九〕頃）に陸奥・出羽両国にも新たに健児が設置されたのだと考えられる。

### 第三章 地方における「武芸」「武」の連続性

「撰<sub>二</sub>其武芸<sub>一</sub>」、特号<sub>二</sub>健士<sub>一</sub>」〔ア〕から、九世紀、健士に期待されたのは「武芸」であった。ここで、古代の地方社会における「武芸」「武」について考えてみたい。

〔乙〕『続紀』養老五年（七二二）正月甲戌（二十七日）条

（前略）宜<sub>下</sub>文武庶僚、自<sub>レ</sub>今以去、若有<sub>二</sub>風雷雨震之異<sub>一</sub>、各存<sub>中</sub>極言忠正之志<sub>上</sub>。又詔曰、文人・武士、国家所<sub>レ</sub>重。医卜・方術、古今斯崇。宜<sub>丙</sub>擢<sub>下</sub>於百僚之内、優<sub>レ</sub>遊学業<sub>一</sub>、堪<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>師範<sub>一</sub>者<sub>上</sub>、特加<sub>二</sub>賞賜<sub>一</sub>、勸<sub>レ</sub>励後生<sub>甲</sub>。（中略）武芸正七位下佐伯宿祢式麻呂、從七位下凡海連興志・板安忌寸犬養、正八位下置始連首麻呂、各絶十疋、糸十絢、布廿端、鍬廿口。

〔丙〕「武士」の初見史料として知られており、褒賞者の「武芸」との関係から、武術に優れた者・武芸者を指す

と解することができる。古代の「武芸」「武」に対する見解としては、都、具体的には近衛など中央衛府の「武芸」「武」を正統として重視する高橋昌明氏の見解が有名であり、現在の武士論研究においても大きな位置を占めている。高橋氏の研究が武士論研究を大きく進展させ、その指摘が極めて重要であることは間違いない。しかしながら古代では、地方においても「武芸」「武」は連綿と存在し続けていたことを、やはり捨象すべきではないと思われる。

『統紀』慶雲元年（七〇四）六月丁巳（三日）条に「諸国兵士、団別分爲三十番<sup>43</sup>、毎番十日、教習武芸<sup>44</sup>、必使<sup>45</sup>三齊整<sup>46</sup>」とあるように、当初から軍団兵士制は徴発した一般公民を国内上番時の武芸教習・軍陳試練によつて、国家の兵力・戦力として堪えうる兵士へと転化させる戦士養成システムでもあった。軍防令13軍団大毅条に「凡軍団大毅少毅、通取<sup>47</sup>三部内散位、勲位、及庶人武芸可<sup>48</sup>レ称者<sup>49</sup>一充。其校尉以下、取<sup>50</sup>下庶人便<sup>51</sup>於弓馬<sup>52</sup>者<sup>53</sup>上<sup>54</sup>爲之<sup>55</sup>」とあり、職員令79軍団条の軍毅の職掌として義解に「調<sup>56</sup>習弓馬<sup>57</sup>、簡<sup>58</sup>閱陳列<sup>59</sup>」《謂、檢<sup>60</sup>習軍行之陣列<sup>61</sup>也。》とあるように、現場でその調習を担ったのは軍毅であった。郡司・軍毅（少毅以上）の成績評価の規定である考課令67考郡司条に「其軍団少毅以上、統領有<sup>62</sup>方、部下肅整、爲<sup>63</sup>上。清平謹恪、武芸可<sup>64</sup>レ称、爲<sup>65</sup>中。於<sup>66</sup>事无<sup>67</sup>レ勤、武芸不<sup>68</sup>レ長、爲<sup>69</sup>下。数有<sup>70</sup>三億失<sup>71</sup>、武用無<sup>72</sup>レ紀、爲<sup>73</sup>三下々<sup>74</sup>」と、また同条集解に「於<sup>75</sup>二軍団<sup>76</sup>武芸<sup>77</sup>、亦謂<sup>78</sup>レ能耳<sup>79</sup>」とあるように、軍団では「武芸」の調練が重視されていた。

律令国家において軍団兵士制は、征討軍編成における兵力基盤・差発母体として、また指揮系統・戦闘構造における支柱として位置付けられていた<sup>80</sup>。そして戦時編成である征討軍は、発動時に將軍が天皇から節刀を授与されるなど、王権支配拡大・王権秩序護持のための軍隊であった<sup>81</sup>。軍団での武芸教習・軍陳試練は、そもそもが戦争のための訓練であったことを忘れてはならないだろう。例えば、軍防令31申勲簿条の「当団、主帥、本属、官軍賊衆多少、彼此傷殺数、及獲賊<sup>82</sup>」や、同40行軍兵士条の「凡行軍兵士以上、若有<sup>83</sup>三身病及死<sup>84</sup>一者（中略）其屍者、当<sup>85</sup>処<sup>86</sup>焼埋<sup>87</sup>」

等から想起できるように、敵を殺傷するため、また戦場で生き抜くために必要な、実戦用の「武芸」に他ならなかった。

そして征討軍が国家の軍隊であるからこそ、地方における「武芸」の訓練は、律令国家にとって常に重要な課題であり続けたことが、次の諸史料からも窺える。

〔三〕『三代格』卷七・養老三年（七一九）七月十九日格

按察使訪察事条事

（中略）

文学優長識<sub>レ</sub>明時務<sub>一</sub>

有<sub>レ</sub>力超<sub>レ</sub>衆武芸絶<sub>レ</sub>群

（中略）

右百姓有<sub>二</sub>前件善悪状迹<sub>一</sub>者、随<sub>レ</sub>状拳罰録<sub>レ</sub>状具通。

〔四〕『続紀』天平元年（七二九）八月癸亥（五日）条

（前略）又陸奥鎮守兵及三関兵士、簡<sub>レ</sub>定三等<sub>一</sub>、具録<sub>下</sub>進退如<sub>レ</sub>法、臨<sub>レ</sub>敵振<sub>レ</sub>威、向<sub>レ</sub>冒万死<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>顧<sub>二</sub>一生<sub>一</sub>之状、并姓名・年紀・居貫・軍役之年上、便差<sub>二</sub>專使<sub>一</sub>上奏。其諸衛府内、武芸可<sub>レ</sub>称者、亦以<sub>レ</sub>名奏聞。（後略）

〔五〕『続紀』天平宝字三年（七五九）三月庚寅（二十四日）条

（前略）管内防人、一停<sub>レ</sub>作<sub>レ</sub>城、勤赴<sub>二</sub>武芸<sub>一</sub>、習<sub>二</sub>其戰陳<sub>一</sub>。而大弐吉備朝臣真備論曰、且耕且戰、古人称<sub>レ</sub>善。乞五十日教習、而十日役<sub>二</sub>于築<sub>レ</sub>城。（後略）

〔六〕『続紀』天平宝字八年（七六四）九月壬子（十八日）条

(前略) 押勝患レ之、(中略) 掌レ兵自衛。准コ扨諸国試兵之法、管内兵士每レ国廿人、五日為レ番、集二都督衛一、簡コ閱武芸一。(後略)

〔七〕『統紀』宝龜十一年(七八〇)三月辛巳(十六日)条

(前略) 除二三関辺要二之外、随三国大小二以為レ額、仍点下殷富百姓才堪三弓馬二者上、每二其当番一、專習三武芸一、属レ有レ徵發一。庶幾免三稽糜一、其羸弱之徒勤皆令レ赴レ農。此設三守備一、省三不急二之道也。(後略)

〔八〕『三代格』卷一五・天応元年(七八一)三月八日官符

合二条

一請レ加三射田二事

右管内諸国所レ有射田每郡一町、兵士選士其数稍多。請更加二一町一、惣置三二町一。一町以賜三步射之上手一、一町以賜三騎射之勝者一、庶以勸三武芸一。

(後略)

〔九〕『紀略』延暦十五年(七九六)三月庚戌(十九日)条

令三諸国举三武芸秀レ衆者一。

〔十〕『後紀』弘仁元年(八一〇)九月戊申(十一日)条

(前略) 田村麻呂奏請、綿麻呂、武芸之人、頗経三辺戦一。募将同行。即授三正四位上二拜三参議一、以遣レ之。歡喜踊躍、即駕三兵馬一。(後略)

〔十一〕『後紀』弘仁二年(八一二)六月乙丑(三日)条

令三諸国進三武芸人年卅已下二、補三左右近衛一。

律令国家が地方における「武芸」「武」の錬成・強化を、八世紀を通して常に志向し続けていたことは、右の諸史料〔甲〕〔乙〕からも明らかである。〔甲〕は模範的な兵士や衛府に武芸者の奏上を命じたものだが、「臨敵振威、向冒万死」、不顧二生二」という兵士像は、右に述べた軍団での訓練によって目指される兵士の姿と一致する。〔乙〕は唐で安祿山が反乱したとの報を得て出された警固案で、実戦を想定した武芸教習と軍陳試練が見える。〔丙〕は惠美押勝の乱の関連記事、〔丁〕は宝龜十一年（七八〇）の軍団減省措置だが、征討軍編成にも関わる記事である。〔戊〕は騎射・步射奨励のために置かれた諸国射田に関する記事である。これら地方社会における「武芸」の訓練は、いずれも実戦を想定したものに他ならず、八世紀を通して存在し続けていた。

勿論、中央衛府においても「武芸」が重視されていたことは確かである。『統紀』和銅四年（七一）九月甲戌（二日）条には「凡衛士者、非常之設、不虞之備。必須勇健、堪為兵。而悉皆尪弱、亦不習武芸」（中略）伝不云乎、不教人戦、是謂棄之。自今以後、專委長官、簡点勇敢便武之人、每年代易焉」と、衛士に関する詔が見え、衛府全体に対しては『統紀』天平宝字元年（七五七）八月辛丑（二十五日）条に「治国大綱、在文与武」（中略）。今故六衛置射騎田、每年季冬、宜試優劣以給超群、令興武芸」と、「武」の奨励のため六衛府（中衛府・衛門府・左右衛士府・左右兵衛府）に射騎田が置かれている。

但し、律令国家においては、その「武芸」「武」は決して中央衛府が独占するものではなく、都鄙を循環する構造になっていたことにも注意すべきである。軍防令38兵衛条に「凡兵衛者、国司簡郡司子弟、強幹便於弓馬者上、郡別一人貢之」とあるように、兵衛は地方の郡司子弟からも貢上された。国家は早くから「百姓」の中に存在する武芸者の把握に努めていたし（〔丙〕）、後の近衛も諸国から貢上されていた（〔戊〕、加えて〔乙〕も可能性あり）。

また、軍防令37兵衛考満条には「若有尪弱長病、不堪宿衛、及任中郡司者」と、既に律令制当初から兵衛

の郡司任用が規定されていた。また『統紀』天平宝字元年（七五七）正月甲寅（五日）条には、郡領・軍毅に白丁を任用することを禁止し、六衛府中の有能な者を軍毅に擬任した例がある。正倉院文書や木簡にもトネリ等が郡司への任用を希望した郡司補任請願文書があり、八世紀にはトネリから郡司・軍団官人への任用が存在した<sup>(47)</sup>。兵衛は郡領・軍毅・主政・主帳・国造等に任じられたが、「トネリ制度設定の狙いは、天皇に仕えて忠節をつくす習慣を養ったトネリを中央の文武の官人や地方の郡司・軍毅に任用することによって天皇の支配を安固にすること」<sup>(48)</sup>にあった。

『三代格』卷七・延暦十四年（七九五）五月九日官符には、「衛府舍人係<sup>三</sup>望軍毅<sup>二</sup>。今廢<sup>三</sup>兵士<sup>二</sup>其望已絶。若有<sup>下</sup>巧<sup>三</sup>書算者<sup>上</sup>、宜<sup>レ</sup>用<sup>三</sup>主政・主帳<sup>二</sup>と見え、「廢<sup>三</sup>兵士<sup>二</sup>」が延暦十一年（七九二）の軍団兵士制停廢を指すことから、この時まで諸衛のトネリが軍毅に任じられており、その後は郡司への任用希望へと変化したことがわかる。後の『延喜式』式部省式上では、「其任<sup>三</sup>郡領<sup>二</sup>者、左右近衛各二人、左右兵衛各一人、（中略）左右衛門若有<sup>三</sup>移送<sup>一</sup>、府別郡領一人」と、兵衛に限らず衛府全体からの任用に拡大されている。また十世紀前葉の史料だが、『本朝文粹』延喜十四年（九一四）四月二十八日の三善清行意見封事十二箇条に見える「令<sup>下</sup>六衛府宿衛等<sup>一</sup>、練習習弩射之術上、試<sup>三</sup>其才伎<sup>一</sup>、随<sup>三</sup>其功勞<sup>一</sup>、充<sup>三</sup>任用国弩師<sup>二</sup>」等は、右の循環の延長線上に位置付けることもできよう。

即ち、既に八世紀初めから中央衛府の武芸・儀礼や都の情報・知識が、兵衛等トネリ、軍毅、郡司等を媒介に地方に伝播し、都鄙間で循環する構造になっていたことを看過してはならないだろう。

さらなる考察が必要で、これらの指摘から直ちに武士発生や武士論を展開する意図は無く、かつての在地領主制論を単純に支持するつもりもない。ただ、特に地方武士発生の淵源・前史を考える際、古代から、地方から、の連続性を意識する視座はやはり等閑視すべきではないと考える。俘囚や富豪層等が登場する以前から、古代の地方社

会には広く「武芸」「武」が存在していたし、八〜九世紀を通してその系譜は連続している。

「三十八年戦争」の時期、征討使や征軍兵力である軍士に対しても、征戦経験の重視が高まっていくことをかつて指摘したことがある。<sup>(49)</sup> 志願兵である進士の募集では、「若感<sup>三</sup>激風雲<sup>一</sup>、奮<sup>三</sup>厲忠勇<sup>一</sup>、情願<sup>三</sup>自効<sup>二</sup>、特録<sup>レ</sup>名貢。平定之後、擢以<sup>三</sup>不次<sup>二</sup>」（『統紀』宝龜十一年〔七八〇〕五月己卯〔十六日〕条）と、征戦での功績を録して以後異例の抜擢を行うことを公約しており、また「前般入<sup>レ</sup>軍経<sup>レ</sup>戰叙<sup>レ</sup>勲者」（前出・延暦七年〔七八八〕三月辛亥〔三日〕条）と、征軍兵力簡点の段階で過去の征戦での実績・経験というものが差点基準の一つとして明示されたりしている。それは指揮官である征討使や鎮守將軍等の任命においても同様で、「又広成・墨繩、久在<sup>三</sup>賊地<sup>一</sup>、兼経<sup>三</sup>戰場<sup>二</sup>。故委以<sup>三</sup>副將之任<sup>一</sup>、佇<sup>三</sup>其力戰之効<sup>二</sup>」（『統紀』延暦八年〔七八九〕六月庚辰〔九日〕条）の入間広成や安倍猿嶋墨繩（ともに元は坂東の現地豪族）が典型的なように、征戦経験を重ねるうちに広成は征討副將軍に、墨繩は鎮守副將軍へと昇進していく事例も見られた。

さらに「<sup>四</sup>」からは、「武芸」と「刃戦」（征夷）との密接な繋がりと、文室綿麻呂がそれを頻りに経たこと（征戦経験）が、彼の評価を高めていたことを読み取れる。そして再び健士に目を戻すと、その設置数は二〇〇〇人であり、兵士四〇〇〇人の中にも帯勲者が多く含まれていた。宝龜〜延暦期における蝦夷征討が、坂東（東国）・東北における武芸者の醸成や尚武意識の高揚、即ち「武」に対する意識・評価の向上を、現地の地域社会のみならず当時の朝廷内においても促進したことを見出すことは可能であろう。

本稿は、九世紀地方軍制の全体像を探る上での初歩的考察に過ぎない。同じ辺要には、大宰府管内の西海道諸国・壹岐・対馬もある。これらの地域では、天長三年（八二六）に軍団兵士制から統領・選士・衛卒制へと移行し、また西辺防備として防人も実際には残されていた。今回これらも合わせて考察を行っていたが、別稿を期したい。最後に現時点での気付きも含め、若干の整理と指摘を行っておわりに代える。

延暦十一年（七九二）に軍団兵士制から健児制に移行した諸国とは異なり、その後も軍団兵士制が存続した陸奥・出羽であったが、両国の九世紀の常備武力を概観すると、その姿は前代の八世紀とも、また陸奥と出羽でも全く同じではないことに気付く。

特に八世紀と異なるのは、いずれの常備武力に対しても、その維持には給糧制（公糧制）が採られていることである。賦役令19舍人史生条に「大毅以下兵士以上、（中略）並免<sub>二</sub>徭役<sub>一</sub>」とあるように、八世紀の軍団兵士制では兵士は徭役（庸と雜徭）免除はあったが、強制的役務である徴兵制であった。詳細は改めて論じたいが、九世紀の大宰府管内の統領・選士・衛卒制も、また防人も、概ね給糧制（公糧制）への移行が見られる。

また、八世紀の軍団兵士制では、原則、一般公民のみが差点対象であったが、八世紀後葉から九世紀中葉は、帯勲者や地域の有力者層（郡司層）等、従来の軍団兵士制の構造では差点できなかった対象が、征軍兵力のみならず、これら陸奥・出羽の常備武力においても広く活用されている。俘囚・俘軍の活用は、蝦夷征討においては八世紀から見られることではあったが、この時期の賜姓・叙位記事に着目すると、勲位を持つ俘囚の存在が目立つ上、陸奥・出羽・坂東諸国の現地豪族にも帯勲者が多く見られるなど、彼らが多く征夷に徴用されていたことが窺える。



「帯勲者の軍事的活用は、当時の一般公民の微発困難と表裏一体の関係にあることは間違いない。加えて、本考察からは、そのような消極的意味だけに留まらず、彼らの活用には征戦経験に対する国家の軍事的期待や「武芸」への評価の高まりという、積極的意味を見出すことも可能と思われる。それは、健士採用の官符（前出・弘仁六年〔八一五〕八月二十三日官符）で「何度も戦場を経験し叙勲を受けている者たちを、白丁と同じに遇すればどうして励むことがあるのか」と述べていることから裏付けられる。そして彼らには「馬兵俱備」や「射手」等、騎馬や弓射の能力も求められていた。未だ混在はしているものの、国家が一般公民を訓練して「武芸」を身につけさせていた段階（八世紀）から、地方でも初めから個人の「武芸」や「武」の能力に期待する段階へとシフトしつつあることが、九世紀には見出せるように思われる。そして看過してはならないのは、八世紀段階から衛府の「武芸」「武」も都鄙を循環する構造になっていったこと、軍団兵士制が地方の「武芸」「武」の胚胎的存在とも言えること、即ち八〜九世紀を通して戦争を想定した「武芸」「武」が、地方でも連綿と存在し続けていたという事実である。

九世紀の地方は未だ国家・国衙による強制的組織や労役的側面が強いように感じるが、給糧制（公糧制）への移行は「武芸」「武」によって糧・収入を得る者が地方にも多く現出し始めたとも換言できる。その転換点の一つとして「三十八年戦争」をより積極的に位置付けることは充分可能に思われる。「三十八年戦争」がその契機・下地となつて、国家の「武芸」「武」に対する意識をより高めたこと、特に坂東（東国）や東北の現地においては、武芸者の醸成や尚武意識の高揚を促したと位置付けることも可能であろう。

八世紀の全国画一的な構造の軍団兵士制から、地域の実情や課題に即した柔軟な軍事編成へと転換が図られたことこそが、九世紀地方軍制の特徴の一つと指摘できそうだが、そう結論するには他地域も含めた更なる検討が不可欠である。また一般諸国においては、健児が国衙における唯一の常備武力となったが、その人数は限られたもので

あった。九世紀には健児数を大きく超える兵力動員例が確認できるが、その組織・編成構造の詳細は未だ解明されているとは言い難い。それら臨時差発の兵力が如何に組織・動員されたのか、例えば俘囚や富豪層も含めて、より幅広い考察も必要である。

残された課題は多いが、一先ず擱筆する。諸賢の御批判や御高教を賜れば幸いである。

註

- (1) 健児制に関する先行研究については、拙稿A「健児制に関する再検討」(『ヒストリア』二一九、二〇一〇年)を参照。その他では、寺内浩A「九世紀の地方軍制と健児」(榮原永遠男・西山良平・吉川真司編『律令国家史論集』塙書房、二〇一〇年)がある。
- (2) 川尻秋生A「武門の形成」一三四頁(加藤友康編『日本の時代史六 摂関政治と王朝文化』吉川弘文館、二〇〇二年)。
- (3) 古代史研究者の側から武家政権成立までを包括的・体系的に見通した研究としては、下向井龍彦A「国衙と武士」(『岩波講座日本通史六 古代五』岩波書店、一九九五年、同B『日本の歴史七 武士の成長と院政』(講談社、二〇〇一年)が代表的なものである。ただ近年、古代史の側からの新たな成果も纏まりつつある。川尻秋生B『戦争の日本史 五 平将門の乱』(吉川弘文館、二〇〇七年)、森公章A『在庁官人と武士の生成』同B『古代豪族と武士の誕生』ともに吉川弘文館。
- (4) 渕原智幸A『平安期東北支配の研究』四頁(吉川弘文館、二〇一三年)。
- (5) 「頭腦の古代、ロマンの中世、体力の近世・近代」という俗諺がある(中略)六国史などがざられた史料しか現存せず、今後大幅な史料の増加が見こめない古代史には、未知の史料というものがほとんど存在せず、(中略)よほど切れない「頭腦」の持ち主でなければもはや新しいことはいえない
- 二〇一三年)、前掲寺内A論文、同B「九世紀地方軍制の考察」(『愛媛大学法文学部論集人文科学編』二八、二〇一〇年)、同C「平安時代中期の地方軍制」(『古代文化』六二一四、二〇一一年)、同D「地方支配の変化と天慶の乱」(『岩波講座日本歴史、四 古代四』岩波書店、二〇一五年)。また考古学の側からのアプローチとして、津野仁A『日本古代の武器・武具と軍事』(吉川弘文館、二〇一二年)、同B『日本古代の軍事武装と系譜』(吉川弘文館、二〇一五年)がある。

という含みだろう」(桜井英治「中世史への招待」三頁(『岩波講座日本歴史六 中世一』岩波書店、二〇一三年)との言葉は、史料面での制約が多い古代史研究者の実情・実感をうまく言い当てている。

(6) 奈良文化財研究所の各種データベースを参照。

(7) 戸田芳実 A「中世成初期の国家と農民」、同 B「国衙軍制の形成過程」(ともに同「初期中世社会史の研究」東京大学出版会、一九九一年、初出は A一九六八年、B一九七〇年)、森田悌「平安前期東国の軍事問題について」(同「解时期律令政治社会史の研究」国書刊行会、一九八二年、初出

一九七五年)、吉沢幹夫「九世紀の地方軍制について」(高橋富雄編『東北古代史の研究』吉川弘文館、一九八六年)、平野友彦「律令地方軍制研究の一視点」(佐伯有清編『日本古代中世史論考』吉川弘文館、一九八七年)、奥野中彦 A「国兵士制の成立―律令軍制の転換と新軍制の形成―」(同「日本古代中世の国家軍制上巻 古代編」岩田書院、二〇一二年、初出一九九六年)、渕原智幸 B「古代末期の東北支配と軍事力編成」(前掲渕原 A 著書、初出二〇〇八年)、前掲下向井 A 論文・同 B 著書、前掲寺内 A、D 論文。

(8) 板橋源 A「陸奥出羽鎮兵考」(『岩手史学研究』八、一九五一年)、同 B「古代陸奥軍団考」(『軍事史学』五、一九六六年)、高橋崇 A「陸奥・出羽の軍制」(『史元』一五、一九七二年)、同 B「古代出羽の軍制」(角田文衛先生古稀記念事業会編『角

田文衛博士古稀記念古代学叢論』、一九八三年)、同 C「律令国家東北史の研究」(吉川弘文館、一九九一年)、奥野中彦 B「古代東北の軍制について」、同 C「再び古代東北の軍制について」(ともに同氏前掲著書、初出は B一九七六年、C一九八五年)、

鈴木拓也 A「古代陸奥国の軍制」、同 B「古代出羽国の軍制」、同 C「弘田柵と雄勝城に関する試論」、同 D「九世紀陸奥国の軍制と支配構造」(いずれも同「古代東北の支配構造」吉川弘文館、一九九八年、初出は、A一九九一年、B一九九二年、C一九九七年、D一九九八年)。

(9) 平川南氏の著作は多いが、同 A「漆紙文書の研究」(吉川弘文館、一九八九年)、同 B「墨書土器の研究」(吉川弘文館、二〇〇〇年)、同 C「古代地方木簡の研究」(吉川弘文館、二〇〇三年)、同 D「東北「海道」の古代史」(岩波書店、二〇一二年)をあげておく。

(10) 前掲鈴木 A・D 論文。

(11) 新訂増補国史大系「類聚三代格」(五五二頁)では、「特免夫妻口分田租」 「誘士心」とするが、鈴木拓也氏の見解に従う(前掲鈴木 D 論文、一五〇〜一五一頁)。

(12) 野村忠夫「律令勲位制の基本問題―その性格と機能とを中心に―」(同「律令官人制の研究」吉川弘文館、一九六七年、初出一九六六年)。

(13) 拙稿 B「延暦十一年の軍制改革について」(『日本史研究』四六七、二〇一一年)。

- (14) 前掲鈴木A論文、九一頁。
- (15) 前掲鈴木D論文、一二八頁。
- (16) 高橋崇D「平安初期の奥羽」(高橋崇編『古代の地方史六 奥羽編』朝倉書店、一九七八年)。その後、前掲鈴木A論文、前掲平川D著書も、承和十年(八四三)四月以前新置を支持されている(平川氏は、前掲A著書では「おそらく承和十年四月〜承和十五年五月までの間」(二七〇頁)としているが、近年のD著書では「弘仁六(八一五)年以降承和一〇年(八四三)四月以前であるとみてよいであろう」(二三三頁)としている)。
- (17) 板橋源氏は藤原冬緒の位官職から、官符は元慶三年(八七九)一月以降、同六年(八八二)正月までの間と推定できると、七団が全て大団とすると軍毅の数も計三五人で符号すること等を指摘している(前掲板橋B論文)。
- (18) 発掘調査報告書は【表】の出典を、平川氏の研究は前掲A〜D著書を参照。
- (19) 大崎市教育委員会編『宮城県大崎市文化財調査報告書第六集 文化財年報1(平成一八年度)』(二〇〇八年)、多賀城市埋蔵文化財調査センター『多賀城市文化財調査報告書第四五集 山王遺跡I—仙塩道路建設に係る発掘調査報告書I—』(一九九七年)。
- (20) 秋田市教育委員会・秋田城跡調査事務所『秋田城跡調査事務所研究紀要Ⅲ 秋田城出土文字資料集Ⅲ』(二〇〇〇年)。
- (21) 吉永匡史「古代国家の軍事組織とその変質」(岩波講座日本歴史 四 古代四) 岩波書店、二〇一五年)に簡明な整理があり、永利洋介「『編戸制』の軍事的性格について—吉田・義江両説の検討—」(『史学』五七—三、一九八七年)は研究史の把握にも有益である。一戸一兵士説をとる主なものとして、石尾芳久「日唐軍防令の比較研究」(同『日本古代法の研究』法律文化社、一九五九年、初出一九五八年)、直木孝次郎「軍団の兵数と配備の範囲について」(同『飛鳥奈良時代の研究』塙書房、一九七五年、初出一九六〇年)、吉田孝「編戸制・班田制の構造的特質」(同『律令国家と古代の社会』岩波書店、一九八三年)等。一戸一兵士説を否定する主なものとして、高橋崇E「律令兵制における軍団数と兵士数」(『続日本紀研究』一〇—四・五合併号、一九六三年)、松本政春「一戸一兵士説への疑問」(同『奈良時代軍事制度の研究』塙書房、二〇〇三年、初出一九八四年)等。また、永利氏・吉永氏とも一戸一兵士説を否定している。
- (22) 前掲高橋E論文。
- (23) 前掲永利論文。
- (24) 前掲多賀城市埋蔵文化財調査センター調査報告書、「宮城・山王遺跡」(『木簡研究』一八、一九九六年)。
- (25) 軍防令5兵士為火条、同6兵士備備条、同7備戎具条、同12兵士向京条、同63休假条等、いずれも「火」が基準となっている。

- (26) 奈良国立文化財研究所『平城宮木簡Ⅰ解説』（奈良国立文化財研究所、一九六九年）。
- (27) 平川南E「戸番」付兵士歴名簿―胆沢城跡第四三号文書―（前掲平川A著書）。
- (28) 平川南F「行方郡―南相馬地域の古代史像」（前掲平川D著書）。
- (29) 平川南G「兵士不参解―胆沢城跡第一八号文書―」（前掲平川A著書）。
- (30) 出土文字資料（特に木簡・漆紙文書等）は、後に釈文（文字の読み）が改められることがある。【表】I No.1木簡の「□守十八」の箇所について、近年、平川氏は「船守十八」と読みを改められ、射手一八人の警護先は港湾都市でもある多賀城の交易及び軍事運輸手段の船を警護する「船守」であったとされた（前掲平川D著書、一三六頁・一九四頁）。
- (31) 平川南H「古代の内神」（前掲平川C著書、初出一九九二年）。
- (32) 水沢市教育委員会『胆沢城跡―昭和五九年度発掘調査概報―』（一九八五年）。
- (33) 団の「旅師」は全て「旅帥」が正しく、「小毅」は「少」「小」とも史料に見られる。また「出羽国团司」は「出羽团国司」が正しいが、引用についてはそのままとした。
- (34) 団の「或」は「戊」が、「好」は「妨」が正しいとする鈴木氏の見解があり（前掲鈴木B論文）、意味的には穏当であるが、引用についてはそのままとした。
- (35) 前掲板橋A論文。
- (36) 前掲鈴木B・C論文。熊田亮介氏も鈴木氏の指摘後に理解を修正された（元慶の乱関係史料の再検討）、同『古代国家と東北』吉川弘文館、二〇〇三年、初出一九八六年）。
- (37) 前掲鈴木B論文。
- (38) 永井肇「健児制についての再検討」（『史学研究集録』八、一九八三年）、なお団の「唯」は、新訂増補国史大系「類聚三代格」（五六〇頁）が改める前の「准」でも意味は通ると思うが（前掲拙稿A参照、引用についてはそのままとした）。
- (39) 前掲鈴木D論文、一二二頁。
- (40) 熊谷公男「平安初期における征夷の終焉と蝦夷支配の変質」一五頁（『東北学院大学東北文化研究所紀要』二四、一九九二年）。
- (41) 中村光一「文室氏と律令国家東北経略」（『町史研究伊奈の歴史』八、二〇〇四年）。
- (42) 前掲拙稿A参照。
- (43) 高橋昌明『武士の成立 武士像の創出』（東京大学出版会、一九九九年）。
- (44) 前掲拙稿B参照。
- (45) 前掲拙稿B参照。
- (46) 拙稿C「律令国家の戦時編成に関する一試論―八世紀における「寇賊」と征討―」（『日本史研究』五八一、二〇一一年）。
- (47) 井上薫「舎人制度の一考察」（同『日本古代の政治と宗教』

吉川弘文館、一九六一年、初出一九六〇年)、笹山晴生(「令制五衛府の成立と展開」(同『日本古代衛府制度の研究』東京大学出版会、一九八五年)、森公章C「郡司補任請願文書とトネリ等の郡領就任」(同『古代郡司制度の研究』吉川弘文館、二〇〇〇年、初出一九九六年)。

(48) 前掲井上論文、七二〜七三頁。

(49) 拙稿D「宝亀〜弘仁期における征討軍編成について」(『国史学研究』二〇、一九九四年。のち、学術文献刊行会編『日本史学年次別論文集一九九四年版』古代一、朋文出版、一九九六年転載収録)。

(50) 例えば、『類史』延暦二十二年(八〇三)四月乙巳(二十五日)条「撰津国俘囚勲六等吉弥侯部子成等男女八人、陸奥国勲六等吉弥侯部押人等男女八人」、「後紀」弘仁三年(八一二)九月戊午(三日)条「陸奥国遠田郡人勲七等竹城公金弓等三百九十六人言、(中略)仍賜勲七等竹城公金弓、勲八等黒田竹城公継足、勲九等白石公真山等男女一百廿二人陸奥磐井臣」。勲八等竹城公多知麻呂、勲八等荒山花麻呂等八十八人陸奥高城連。勲九等小倉公真祢麻呂等十七人陸奥小倉連。

勲八等石原公多気志等十五人陸奥石原連。勲八等柏原公広足等十三人椋橋連。遠田公五月等六十九人遠田連。勲八等意薩公持麻呂等六人意薩連、「後紀」弘仁四年(八一三)二月丁酉(十四日)条「上野国甘楽郡大領外従七位下勲六等壬生公郡守特」、「後紀」弘仁四年(八一三)二月甲辰(二十一日)条「伊豫国人勲六等吉弥侯部勝麻呂、吉弥侯部佐奈布留」、「続後紀」承和五年(八三八)三月丙子(十九日)条「勲六等夷守志為奈(中略)以有勲功也」、「続後紀」承和八年(八四一)八月辛丑(四日)条「相摸国高座郡大領外従六位下勲八等壬生直黒成」、「続後紀」承和十一年(八四四)七月甲申(三日)条「出羽国最上郡人外従八位上勲七等伴部道成、男外少初位上勲九等繼益、白丁吉繼、秀益、繼守、同姓勲九等福尊等七人」等。今回筆者も作表したが、既に渕原智幸C「九世紀陸奥国の蝦夷・俘囚支配―北部四郡の廃絶までを中心に―」(前掲渕原A著書、初出二〇〇四年)に詳細な表(八一頁「表一 移配エミシへの賜姓・叙位等関係記事一覧」、九二〜九三頁「表二 陸奥の郡司ほか有力者への賜姓・叙位等一覧」)があり、そちらを参照されたい。

A Basic Study of Regular Troops of *Mutsu* 陸奥 and *Dewa* 出羽  
provinces in the 9th Century : *Konshi* 健士 and *Kondei* 健児

NAKAO Hiroyasu

Abstract

The 9th Century—it was the important age of the changing the military system in ancient Japan, and of beginning the Proto-type of medieval warriors. In 792, *Kondei* system was adopted instead of Corps soldier (*Gundan-Heishi*) system except the border regions including *Mutsu* and *Dewa* provinces.

We have a large number of studies on *Kondei* system, but we cannot almost make clear the Regional military system in 9th century.

The reason is that we can read only some part of *Nihonkouki* 日本後紀—almost lost. However, recent time, excavated text data such as *Mokkan* 木簡 (document written on wooden block ) and *Urushigami-monjo* 漆紙文書 (document paper protected by lacquer) have increased. They will help investigation on the 9th century society. In this paper, we made a basic study on the regular troops (*Konshi* and *Kondei*) in *Mutsu* and *Dewa* in the 9th century by usage of above materials.

In *Mutsu* and *Dewa*, the *Gundan-Heishi* system remained even after 792. We assume that the characteristics of the local military system in 9th century have change from statewide uniform system to flexible organization that adapted to circumstances and problems of each province. The state provided grain etc. for regular troops' maintenance. And also the people who had an social order and local influence were equipped and reserved as army in *Mutsu* and *Dewa*.

The 38-years war, a massive war between the central government and *Emishi* 蝦夷, the state further raised awareness on military accomplishment. Particularly, in the areas of *Bando* 坂東 and *Tohoku* 東北, the training of military skill was encouraged and they recognized the military affairs' importance.